



淀川区役所でお申込みをされる保護者の方へ

必ず、淀川区ホームページもご覧ください！
(詳しくは、淀川区ホームページでご案内しています)



淀川区ホームページはコチラから▶

1 保育施設等利用申込にあたって

- 淀川区にお住まいで、保育施設等へ令和7年4月からの入所を希望される方が対象です。
- お申込み前に、希望の保育施設等へお問合せ・見学をしてください。
- お申込み（1次調整期間）には、大阪市行政オンラインシステムによる事前予約が必要です。
 - ➔ **事前予約登録開始：9月9日(月)9時から** ※募集予定人数公表も9月9日(月)です。
- お申込みの際は、必ずお子様と一緒に区役所までお越しください。（お子様の面接アリ）
- 区役所へお越しになる前に、申込書等必要書類の記入をお願いします。

特にご留意いただきたいこと

※育児休業給付金の延長手続きについて

育児休業給付金の延長手続き時に、ハローワークから申込書類の写しの提出が求められます。

➔利用保留となった場合に育児休業の延長手続きを検討している方は、

お申込み前に、必ず、申込書類(全ページ)の写しを取っておいてください。

➔申込書類の写し：コピーのほか、写真データの印刷物等でも可能なことを確認しています。

詳しくは、ハローワークへご確認ください。

※転所、地域型保育事業卒園後のお申込みをされる場合

お申込み時点で認可の保育施設等を利用中の児童がお申込みをされる際は、現在の保育施設等からの情報提供に同意していただける場合に限り、面接を省略しています。

➔同意していただける場合、お子様をお連れいただく必要はございません。

（転所申請の場合、申込書に転所申請理由の記載が必要です）

※令和6年度途中申込をされる予定の保護者の方へ

1次調整期間は多くの方がお越しになるため、令和6年度途中申込には、1次調整期間外でお手続きくださいますよう、ご協力をお願いします。

- ・11月利用申込…9月25日(水)まで
(9月20日頃に募集予定人数公表予定)
 - ・12月以降の利用申込…10月16日(水)以降
- } のお手続きにご協力ください。

2 1次調整期間（10月1日～10月15日）利用申込でのお願い

- ・受付は区役所1階特設会場で行います。混雑回避のため、事前予約時刻の5～10分前を目途に、原則、お子様1名につき、保護者の方1名でお越しください。
- ・受付会場にプレイルーム等はありません。保護者の方で待ち時間までのご準備をお願いします。（おむつ交換台は区役所2階、4階にあります）

裏面もご覧ください

1. 大阪市行政オンラインシステムを初めて利用される方は、大阪市行政オンラインシステムの**ホーム画面(▶)**にアクセスし、ページ右上の「新規登録」から利用者登録を行ってください。

ホーム画面
はコチラから▶



2. 事前予約は、大阪市行政オンラインシステムにログイン
→ 「**【淀川区】令和7年度保育一斉申込の事前予約**」から各項目の説明に従い、登録を行ってください。

事前予約
はコチラから▶



事前予約でのご注意

※保育施設等ごとに受付日時が決まっていますので、**第1希望の保育施設等の日時**を入力してください。

ただし、その日時がご都合が悪い場合やすでに予約枠が埋まっている場合は、**予備受付日等、空いている日時**を入力してください。

⇒ **希望日の4日前まで登録可能です。**

※ごきょうだい等で、複数の児童を同時に申し込む場合

⇒ 1番下の児童の第1希望の保育施設等の日時に、必要な人数分を時間帯を別に、**してそれぞれ登録してください。**

(事前予約は、児童1名につき1つの登録が必要です)

3. 事前予約登録後、「**事前登録完了メール**」が登録日の**1～2日前**に届いたら、**予約完了**です。

→ 登録した内容を変更/取消したい場合

⇒ 必ず、先に登録した申請を取下げしたうえで、新たに申請をしてください。

- 取下げ方法…「マイページ」の「申請状況のお知らせ」で表示される申請をクリック
→ 申請履歴の詳細画面より、取り下げる。

同じ児童について、複数の登録を確認した場合は、最新の登録を正式な登録として取扱い、他の登録は無効としますのでご注意ください。

【問合せ先】淀川区役所保健福祉課（こども教育）保育担当 TEL：06-6308-9423

▶ **お申込みのスケジュール、受付日程、淀川区内の保育施設等一覧、見学一覧、募集予定人数等、詳しくは淀川区ホームページでご確認ください。**

淀川区ホームページ
はコチラから▶

